

竹生島における神仏分離について

佐々木 孝正

ないと思われるるのである。

明治維新の神仏分離が、維新政府のめざす神道国教化への出発点として、また仏教界においては、その覺醒をうながし、教団の近代化をすすめる契機として、それぞれ重要な意義をになうものであることは論ずるまでもないところである。

しかしながら神仏分離は、明治政府の宗教政策として、或は神社神道や仏教各宗にとって重要な問題であったことにどまらず、一般庶民の宗教生活や信仰意識、とりわけ庶民と神社・寺院との関係にも種々なる影響を及ぼしたと考えられる。彼等庶民の参加する祭礼や法会、年中行事等をも含めて、神仏分離の持つ意義があらためて問われねばなら

神仏分離に関する布告によって、神社における仏像仏具の撤去、社僧の還俗、仏教的な神号・社号の禁止、寺地と社地の境界明確化といった措置が政策的にとられた結果、神社は本地垂迹思想に基づく仏教の干渉を排除し、神職のみによる祭神の祭祀をおこなうこととなるのであるが、それで以て必ずしも庶民の信仰意識までも含めた神仏分離がおこなわれたことにはならないのである。なぜならば庶民の信仰における神仏習合は、特定の仏・菩薩と特定の祭神との本地垂迹関係といった習合理論で説明しきれるものではなく、庶民が伝統的に保持する素朴な神観念や靈魂観念と仏教とが深く結びついたところに成立していると考えられるからである。

そこで小論では、このような立場から、とくに庶民信仰に支えられた靈場における神仏分離の問題を、近江の竹生島を例としてとりあげ、この課題を考える一助としたいと思う。

二

一般に、近江の竹生島をはじめ、羽前出羽の羽黒山、相模の大山、大和の金峯山、遠江の秋葉山、伯耆の大山等は、神仏いすれか分明しない靈場であり、また庶民の信仰も動かし難いものがあつたため、神仏分離の実行はなかなか容易ではなかつたが、やがてそれらはすべて神社に改められたとされる。⁽¹⁾

周知のごとく竹生島は、安芸の巖島、鎌倉江ノ島とならび、弁才天三靈場の一として全国的に著聞しており、現今この島には、浅井姫命を祀る都久夫須麻神社のほか、仏堂として弁天堂と千手觀音を安置する觀音堂が存在する。これら建造物のうち、弁天堂は昭和に入つて新たに建立せられたものであり、明治四年に行われたこの島の神仏分離までは、現今の都久夫須麻神社本殿が「弁財天社」と称され、その殿内正面の厨子に弁才天が安置されていたのであつた。すなわち竹生島の神仏分離は、弁財天社の社号を都

久夫須麻神社と改称し、安置せる弁才天を分離するところにはじまつたのである。

ところで、竹生島における神仏分離の経過を問題とするに先立つて、まず順序として、分離以前におけるこの島の祭神の性格と神仏関係について一瞥しておきたい。

『護国寺本諸寺縁起集』におさめる承平元年撰述の『竹生島縁起⁽²⁾』は、この島の神として浅井姫命の鎮座を語るが、さらに「爰海龍感來、廻嶋七迺蟠繞鎮嶼、首尾相祚、每其一迺、一神顯坐、住於八方、今之大神及七所神子也」とあり、平安時代の中期に、「大神」「七所神子」とよばれる龍神が、島の神として祀られていたことを伝えていいる。また異伝として、この龍神は長さ千丈の鯰とも語られており、浅井姫命の神格の内容は、龍又は鯰の伝承により、浅井姫命の神格の内容は、龍又は鯰の伝承により示されるように、水神であった。従つて、『延喜式』にのせる都久夫須麻神社⁽³⁾は、このような水神の性格を持つ浅井姫命を祀つたものであることが知られる。また仏堂としては、承平元年には千手觀音像を安置した驗堂と、延長八年建立の法華三昧堂があつたと伝えるが、未だ弁才天を祀る弁天堂は存在していないのである。さらに同『縁起』は、仏法を聽くには距離が遠いとする竹生島神の託宣によつて、僧侶がその祭地を島の乾から巽に移したと伝えてお

り、竹生島神社の神宮寺としての寺院の成立と活動とが推察されるのである。

竹生島弁才天は、応永二十二年撰述の『竹生島縁起』に延暦七年、最澄が比叡山の仏教守護のため祀ったのにはじまると伝えるが、確かな文献上の初見は、『江談抄』に「島主弁才天^(④)」とみえるのがそれである。十二世紀初頭には、浅井姫命にかわり弁才天が島主であると語られるに至るのであり、両者の習合がすんでいたことを示している。おそらく十一世紀末までには、竹生島の住僧により、弁才天が浅井姫命の本地として唱え出されたものであろう。

また、応永二十二年の『縁起』は浅井姫命を地主神とよび、島の大神は弁才天或は枳迦如来の応述であるとのべ、その本迹関係を語るが、弁才天の眷属十五童子についても、その内の七童子は島上に顯現した七所神子の本地とし、残りの八童子は、湖中に鎮座する神々の本地であると語るのである。謡曲『竹生島』も、竹生島明神は弁才天にして女神であり、神殿に鎮座するが、有縁の衆生の諸願をかなえるために、下界の龍神となつて誓いを頸すとのべ、その形を大蛇としている。このように、この島の本地垂迹関係は、水神信仰をふまえて成立していることが知られるので

ある。

次に、中世以降の神殿と仏堂とに注意してみると、貞永元年、沙門良全の竹生島造営勧進状には、觀音堂のほか神殿としては、弁才天、島守大明神、小島權現の三社をあげているが、正中三年三月、勧進沙門素達の勧進状にも、修造すべき神殿として、「三間四面宝殿一字、即是弁才天御坐宝殿也」とのべるほか、島守大明神宝殿（一間四面）一字、小島權現宝殿（一間四面）一字、七所王子宝殿（一間四面）七字の計十棟の神殿を掲げている。

小島權現は、竹生島の東南にある湖中の小島に祀られる神であるが、島守大明神と七所王子の神殿は、承平元年の縁起が語る島の大神とその神子七体を祀る神殿と考えられよう。注目せられるのは、浅井姫命の神殿が別個に建立せられておらず、且つ、弁才天を祀る建造物は、仏堂としてではなく神殿として取扱われ、竹生島のもつとも中心的な建物となっていることである。これは中世においてこの島の仏教靈場化がすすみ、竹生島寺の住僧や山伏修驗の徒によって島の信仰管理がおこなわれるに従い、本来は本地堂として建立せられた弁天堂に、垂迹神としての浅井姫命も併祀せられるに至ったためと思われる。

乾元元年に製作された「近江国菅浦莊与大浦下莊絵図^(⑤)」

は、画面下方に竹生島とその神社仏閣を描くが、島の南の社地には弁才天社本殿一棟、その左右両脇前方に小さな社殿二棟、さらにその前方に拝殿等の建造物を描いている。島の東南にある湖中の小島には小島權現の社殿一棟を描き、島の西方には神社の神域に接して竹生島寺の堂舎を描いている。弁才天社両脇前方に位置する社殿二棟は、上述の勧進状にみえる島守大明神と七所王子をそれぞれ一棟ずつに祀ったものとみられよう。この神殿と仏閣の配置は、江戸時代を経て明治四年の神仏分離の実施に至るまでほとんど変更がなかったと考えられる。⁽¹⁰⁾

宝曆七年の竹生島年中行事の書上げには、弁才天社本殿を「宝殿」「御殿」又は「本堂」と称し、本殿両脇前方の二つの社殿は、ただ「両明神」とのみ語り神名を明らかにしていない。

『近江国輿地志略』は、『改暦雜事』を引いて、現今、竹生島神社の祭神は弁才天であり、「天女の宝

殿並忍穂耳尊と大己貴尊の三社を當たまひ」と、三社の祭神を紹介しているが、弁才天は仏徒の仮託にすぎず、正しくは宇賀神を祀ったものと述べている。貝原益軒も竹生島の祭神を市杵島姫又は宇賀御魂命とし、「延喜式には浅井郡都久夫須麻神社と称す、浮屠は是を弁才天也と云」と述べるのである。また、『木曾路名所図絵』は本社弁才天女はあるのである。

さて、竹生島における神仏分離は、明治二年、大津県庁が竹生島役者を召喚して、『延喜式』に都久夫須麻神社の記載がある事實を指摘し、島内の縁起・古記録等の資料提出を命じたことにはじまる。⁽¹¹⁾ 竹生島はただちに資料を作製して提出し、現在都久夫須麻神社の社号を有する神殿はなく、貞永元年の勧進状によれば、弁才天、島守大明神、小島權現の三社を記すのみで、これらはいづれも都久夫須麻

延喜式の都久夫須麻神社にあたるが、左右の社殿に宇賀神を祀るとしている。

このように江戸時代には、中央の弁才天社は仏教の弁才天を祀るが、本来、延喜式にのせる都久夫須麻神社に該当するとみなされていたことが注意せられる。このことは江戸時代においても垂迹神として浅井姫命が弁才天社に合祀されていたためであろう。このように竹生島は弁才天の靈島であるとする信仰が卓越していただために、祭神浅井姫命の神名は次第に閑却せられ、一般には弁才天宝冠中の白蛇を指し、また弁才天の別称ともなっていた宇賀神などを祀れるものとみなされ、祭神の名称に諸説が唱えられて不明となりつつあったことが知られるのである。

三

神社に比定しがたい旨を述べ、島内調査によつて該当の神社古蹟がなければ、新たに神社を造営しては如何との意見を具申したのである。

これに対し大津県庁は、明治四年二月に至り、竹生島に對し、縁起等の資料を検討した結果として、「竹生島弁財天社自今都久夫須麻神社と改称被仰出候事」との達書を手交したのである。⁽¹⁴⁾

即ち県庁は竹生島の上申をしりぞけ、「弁財天社」を、

「仏語ヲ以神号ニ相称候神社」と断定し、『延喜式』記載の社号へと改称するよう指示したのである。竹生島はこの指示に対し不服の意向を示し、同年七月、本寺総持寺と協議の上、次の歎願書を県庁へ提出したのである。

(上略)元来弁財天女の儀は、仏説最勝王經弁才天女品等に歷然と御座候より唱來候仏像に御座候に付而は、(中略)現在仏像の弁財天女を其儘都久夫須麻神社と改称仕候而は、却而混淆に相成、御引分の御趣意に違反候様奉存候、(中略)旁々弁財天の儀は、何卒從來之通り御立置被下置候様、寛大之御所置奉願上候、右都久夫須麻神社の古蹟は弁財天社の外に御座候様に奉存候間(中略)御出役被成下、島内篤と御見分御取調被下置候而(下略)

弁財天社は仏堂として存続せしめ、都久夫須麻神社の遺蹟調査のため、県庁よりの出張を求めたのである。しかしこれらの歎願はすべて拒否され、県庁は從来の指示通りに神社への改称を強く求めたので、竹生島はやむなくこれを受諾し、併せて社地と寺地の境界引分けのこと、弁才天は移座し從来通り僧侶による奉仕をおこなうこと、常行院観潮は復飾し神勤すること、以上の三点を出願し県庁の許可を得たのである。⁽¹⁵⁾

右により、弁才天は觀音堂へ一時移座し、ついで妙覺院座敷へ移つた。新に発足した都久夫須麻神社は神体がなく、宝嚴寺寶物中より二個の品をえらび、これを神体として安置し、復飾した常行院潮音、すなわち生島常之進が神職として奉仕することとなつた。明治七年に至つて寺地と社地の境界は決定し、同十六年五月には神社と寺院の備品を區別し、妙覺院峯覚以は生島常之進と協議して、引受品の明細を郡役所へ提出しているのである。⁽¹⁶⁾ ほぼこの頃、竹生島における神仏分離は完了したものとみられる。

このように、竹生島側は分離当初より弁財天社を神社としてではなく、仏教の弁才天をまつる仏堂であると主張することにより、引続きこれを寺院側の管理下において存続せしめるべく努力したのである。これは明治初頭における

竹生島が專業の神職はおらず、竹生島宝嚴寺の妙覺院、月定院、一乘院、常行院の一山四院によつて宗教的に管理され、弁才天と千手觀音を中心にしてこの島の仏教靈場化が徹底してゐたためであると考えられる。

ところで明治四年十一月、神職生島常之進は大津県庁に對し、改称したばかりの都久夫須麻神社の社殿内部の狀況を報告し、神社としてどのように改変すべきかにつき、そ

の指示を仰いでいる。⁽³⁾

以書付奉伺候

御改称都久夫須麻神社在来仏像莊嚴向左ニ奉申上候、

一、正面御厨子極采色空殿作

一、前立弁財天之像脛趺

一、神鏡一面 蓮華台ニテ鏡ノ裏ニ仏像御座候

一、脇立大黒毘沙門之一天并十五童子之像

一、仏具ノ五具足一前蓮ノ常花附

一、社前鰐口壺器

一、同弁財天ト称号之額壺面

右之通在來ニ御座候間如何可仕候哉奉伺候(下略)

竹生島側の主張するように、改称直後の神社は神仏習合的色彩はほとんどなく、佛教の弁天堂としての内部莊嚴であつたことが知られる。このような状況に対する大津県庁

の指示は、前立の弁才天は脇立のなかへ据置き、神鏡は取替え、五具足は取除き、鰐口は鈴と取替え、篇額は都久夫須麻神社と書替えるようにという内容であった。⁽³⁾ 明治四年十一月には、社名改称はおこなわれても、弁才天の厨子をはじめ、諸仏像の撤去にまではいたらず、兼て竹生島側の主張していたように、神仏混淆の状況が出現したのである。

しかしながら、神仏分離以前における弁財天社の内部莊嚴が、このよう純粹な仏堂に近いものであったと考へることは、すでに述べたごとく、この建築物が神殿として取扱われてきたことからしても、また祭神に宇賀神などの諸説が唱えられ、本来、固有の神を祀るものとされてきたことからもきわめて疑わしいといえよう。明治元年の坂本日吉社における神仏分離をはじめとして、明治四年においてはすでに近江各地で神仏分離が実行に移され、竹生島の住僧はそれら各地の分離実施の実情を熟知していたと考えられるのである。この島の分離実施に当つては、いかにして寺院側の管理体制を護るかに腐心したと考えられるのである。本殿から弁才天を移座したあと、神体とすべきものが何もなく、宝嚴寺より二個の品を持込んで神体としたと語られるのも、島の住僧が県庁への歎願に合せて、あらかじ

め社殿内部の神道的色彩を払拭し、仏堂と主張するための措置をとっていたことを充分想像せしめるものがあるといえる。

たしかに、弁財天社が一面において仏堂であったことは、江戸時代において竹生島寺の「本堂」として、元旦の修正会、涅槃講、夏中法要など仏事法会がいとなまれていることにもうかがわれる。しかしながら同時に、弁財天社を中心には、三月、四月、六月、十一月の祭礼神事が、対岸の早崎村をはじめ浅井郡の氏子の参加を得て盛んにいとなまれるのである。⁵⁰ここでは弁財天社は、両脇の明神社とともに、神殿として機能しているのである。神仏分離に際しての竹生島住僧の主張は、これら法会や祭礼行事をも含めて、弁財天社の管理を仏教色に統一しつつ、従来通りに維持せんとはかつたものであるということができるのである。

また、祭神浅井姫命や都久夫須麻神社の社号が、幕末や明治初年に島内で全く忘却せられており、明治二年県庁の指摘によってはじめて気付いたとするのもきわめて疑問であるといえる。前述のごとく、『近江国輿地志略』や『木曾路名所図絵』等には都久夫須麻神社の社号は語られるところであり、弁財天社は本来、都久夫須麻神社であるとす

る観念は、巷間に広く存在したとみられるからである。さらに、安政六年三月、竹生島妙覺院文專は、復古神道家であり維新政府の宗教政策指導者の一人でもあつた矢野玄道に、諸説まちまちで不分明と考えられていた竹生島祭神の神名についてその考証を求め、併せて竹生島史の略述を頼している。矢野はこれにこたえて、『竹生島温故』を著したが、そのなかで、祭神を仏教の弁才天とするなどを仏家の妄説としてしりぞけ、「決て浅井比売神と云ぞ正説なるべく覚ゆる」とのべて、『竹生島縁起』等の記述に準拠して、神名を考証し、社名も都久夫須神社の称呼が本来のものであると指摘しているのである。このように矢野は、竹生島住僧の依頼により『竹生島温故』を著述したのであり、当然その内容は、安政六年以降、住僧の知悉するところであったと考えられよう。従つてこの島の神仏分離にあたつて県庁の示した姿勢は、住僧たちに充分予測出来えた事柄でもあつたとみられる。また、竹生島の主張をしりぞける大津県庁の一貫した分離政策の背後にも、この著述の所説が影響力をもつて存在したことは、充分考えられるのである。

しかしながら、以上述べたような神仏分離をめぐる竹生島と県庁との交渉経過のみにては、この島の信仰を含めた

実質的な神仏分離問題にまでは及ばないと考えられるのである。神仏習合がその根底においては、このような靈場に信仰をよせる一般庶民の宗教意識の深層部において、力強く支持されてきたことに留意する必要があるので想るのである。

四

竹生島において、湖北の民衆と深いかかわりのある祭礼行事の一つに、毎年六月十五日（現在八月十五日）におこなわれる蓮華会がある。蓮華会は竹生島のほか、出羽羽黒山、洛北鞍馬寺、大和吉野山など天台系の修驗靈場において、夏の峯入りに伴う祭礼行事としておこなわれるものである。その名称は、直接には妙法蓮華經を講讀し、神仏に供花として蓮華を獻ずるところから、花の祭礼として名付けられたものと思われる。

竹生島における蓮華会は、仏教的には弁才天を本尊とするが、その祭礼行事の内容に即してみれば、竹生島鎮座の神靈を祀る神事的要素の濃厚なものである。すなわち浅井郡の氏子からえらばれた二組の頭人夫婦が、六月の初頭に、それぞれの屋敷の庭に設けられた弁才天の仮屋へ、竹生島から神を依代とした神靈を迎え祀り、同月十五日、この神

を再び竹生島へ送り返す行事である。神とともに神靈の依代として、御正体、瓢箪と蓮華の造花をつけた花傘、および新しく造立された弁才天像一軀が、神輿船を仕立てて竹生島に船渡御し、弁財天社において、頭人夫婦を迎えて弁才天開眼供養の法会がいとなまれる。

このように、祭礼は弁才天と結んで、一見仏教化をとげているが、この行事の本質が農耕儀礼と結んだ水神祭であることは、応永二十八年の竹生島宝嚴寺文書[◎]に、その濫觴について、良源が勅宣を蒙っておこなった雨乞祈願にあるとのべていることにも窺われる。宝永八年の『蓮華会略儀式之事』にも、頭人が竹生島へ獻納すべき費目を列挙した中に、「一、御產免状 銀五枚 一、鰐免状 銀五枚」と記している。竹生島神は弁才天とは称しても、その本質が水の女神であるが故に、氏子の女人は出産に当り女神の嫉妬をやわらげるべく冥加料を納めて産屋使用の許可を受け必要があつたのである。また竹生島神は水神なるが故に、一般に水神の使者と觀念せられる鰐を漁獲し食するためには、島の神の許可を仰ぎ、鰐免状を受けねばならなかつたのである。

このように竹生島の蓮華会は、その名称や祭礼の仏教的色彩の背後に、民間信仰としての水神信仰の姿を色濃く留

めているのである。竹生島弁才天は仏教の天部の一ではあるが、信仰的には雨乞祈願の対象として、我が国固有の水神の仏教化した姿を示すものと考えられるのである。

さて、この行事と神仏分離との関係であるが、明治六年五月、神社の祠掌生島光八郎と妙覚院住職峯覺には連署して、蓮華会行事執行につき、大津県庁へ次の伺書を提出している。すなわち明治二十四年、寺村敬止の編述した『都久夫須麻神社々紀』には、

神祭ニ付伺書

当島蓮華会神事執行之儀辛未年當島神仏判然被仰出候得
ハ、昨王申年犬上原管轄中別紙之通奉伺上候処、御朱書
ヲ以被仰渡候ニ付、從前之通法會執行仕候得共、當年
右神事執行之義如何可相心得哉、最モ例年之通當一月
頭人差定仕置候間、即昨王申年伺書相添此段奉伺上候以
上（傍占筆者）
とのせている。

明治四年に弁財天社から都久夫須麻神社へと社名の改称が実施されても、翌五年の蓮華会は犬上県庁の許可を得て従来通り執行されたのである。明治六年に至ってこの行事の執行をめぐり、神職と僧侶とが連署して大津県庁の指示を求めたことは、行政の管轄が犬上県庁から大津県庁へと

移行したため、再度県庁の意向をたしかめ許可を得る必要があつたためでもあろうが、島内においてもこの行事をめぐり、ようやく神社と寺院の間にその管理をめぐり問題が生じてきたことを推察させてくれる。すなわちこの行事が社殿や仏像、什物等の分離に統いて、神仏分離の対象の一つとなりつつあつたことを示しているとおもわれる。仏事とも神事とも判断しかねるところの、民俗的色彩の豊かな神仏習合行事であったが故に、当事者にとつては、対外的に行政官庁の意向を無視して従前通りそのまま実施することができはばかられたのである。また、島内においても、寺院、神社のいずれに帰属せしめるべきか、容易に決定しがたい事態となっていたとみられる。史料文中筆者傍点の部分は、寺院側の『都久夫須麻神社々紀弁妄記』によれば、県庁へ提出の本紙には「神祭ニ付」は「蓮華会之儀ニ付」、「當島蓮華会神事」は「當島蓮華会法會」、「右神事執行」は「右法會執行」と記されていたと述べるのである。いざれにせよ『都久夫須麻神社々紀』が遍述された明治二十四年に至つても、寺院、神社それぞれが、この宗教行事の帰属に深い関心を持ち、その管理権を掌中におさめるべく努力していたことが如実に示されているといえるのである。

さて、この伺書に対して大津県庁は、「神仏区別之上、

祭式伺ニ付、妙覺院住職連署候ハ不都合ニ候条、祠掌并ニ

氏子村等連署ヲ以更ニ可申出候事^(注)と指示し、祠書を却下

したのであった。すなわち県庁は、この蓮華会行事を都久

夫須麻神社の神事としてのみ認める姿勢を示したのであ

る。神事としての要素が濃厚な神仏習合行事から仏教的色

彩を分離除去することは、神社神道を政策的に保護する行

政府の立場上、当然導き出されるものであると云えよう。

却下のあと、県庁への再度の伺書^(注)は、祠掌の生島光八郎と副区長河崎清兵衛の連署でもって同年六月二十日付で提出された。

以書附御伺旁奉願上候

去ル十日旧蓮華会執行之儀奉伺上候処、祠掌并ニ氏子村之連署ヲ以可奉伺旨御下札ヲ以被仰付奉敬承候得共、当社事相定リ候連綿之氏子村ト申ハ無之、漸ク山内寺院計リ之儀ニ候得者、此旨如何相心得可申哉奉伺

都久夫須麻神社之義、神仏區別之上ハ猶蓮華会之称ハ
不都合ニ候間神祭之稱ニ換可申ハ勿論ニ候、就テハ右
神祭ハ私祭之義ニ付、從前信仰祭式奉仕之村々へ熟談
之上執行可致義ト可相心得事、
第二ヶ条之義、前文ニ氏子無之旨乍申立一社旧記之申
伝ヲ以一郡之郷社ニ願出候ハ不都合ニ候、殊ニ願ニ寄
郷社取究候義ニ無之候間難聞入置候事

一、今般区内郷社被立置候御布令之内、第二条氏神ハ
壱社ニテ氏子ハ数区ニ亘ルト雖モ更ニ郷社ヲ置区別
并ニ不及別数区自然郷社之由奉拝承候得者、当社事
從来浅井郡一円氏子之由一郡之口伝當島之旧記分明
ニ御座候得者、自今当社ヲ以テ浅井郡之郷社ト御確

竹生島蓮華会に宝嚴寺の干渉をしりぞけ、その名称を神
祭の称に変更せしめたのは、寺院が神社の祭祀に関与して
いたのを止め、祭祀名に仏語 仏意によるものを用いてい
たならば同じく廃止し、内容改正の上、別名を称せしめる

定被成下度奉願上候以上

弁財天社を改めて、あらたに都久夫須麻神社として発足

したために、神社に關係を持つものは從来より弁才天に奉

仕してきた島内の寺院があるのみで、氏子村が存在せず、

そのため神社はまず浅井郡の郷社に指定されることを求め

たのである。蓮華会行事において、先頭・後頭の頭人がえ

らばれる浅井郡一円を、あらたに発足した都久夫須麻神社

の氏子圈として確保し、蓮華会を神社の神事として吸収することを目指したものであったといえる。しかし、これに対する県庁よりの指示は次のごとくであつた。^(注)

という神仏分離政策の基本方針⁽⁵⁾にそるものであった。しかしながら、この行事を都久夫須麻神社の私祭と規定し、従つてその執行については、従前より信仰祭式奉仕の村々と熟談せよと指示しながら、その村々を神社の氏子村とするため浅井郡の郷社に指定されたいという神社側の要望をしりぞけたのは、この祭礼の実情を無視したきわめて矛盾した処置であった。氏子を持たない神社が、氏子に非ざるもののおこなう宗教行事を、神社の神祭としてどのように執行せよというのかその具体的方策は示さなかつたのである。すなわち、竹生島宝厳寺から祭神の祭祀を分離独立させ神職の手にゆだねながら、その祭礼に参加する氏子圈を寺院の管理下から分離せしめて神社に附与することを怠つたのであつた。このような分離政策の片手落ちは、結果として同一祭礼を神社と寺院に二分せしめ、且つ神社側の祭礼を実質的に庶民信仰の伴わぬ形式的なものにしたといえるのである。この結果、都久夫須麻神社は蓮華会の名称を捨て去り、毎年八月十五日を例祭日として現在に至つてゐるのである。

明治三十年の古社寺保存法公布に先だって、内務省は明

治二十八年四月、古社寺・著名社寺の建築物・宝物等の保存にかかる調査報告の提出を全国各地の社寺に求めた。この要求に応じて出された竹生島宝嚴寺の報告書⁽⁶⁾は、年中行事の項において蓮華会をとりあげ、

当寺蓮華会ハ、毎年六月十五日、太陽暦御発行後ハ八月十五日トス。（中略）明治ノ今年ニ至ル迄テ候補者ヲ撰ミ置（中略）頭人親族、新造ノ弁才天女ノ尊像ヲ供奉シテ当寺ニ詣フデ、宝前ニ安置シ、舞樂ヲ奏シ法会ヲ修スル式法ニシテ、天下泰平五穀豐饒ノ祈禱会ナリ。

とのべ、明治二十八年に至るまで毎年連綿として執行してきたことを報告している。蓮華会行事の実質は神社の神祭として吸收されることなく、明治二十八年には本来の名称もそのままに、宝嚴寺の年中行事として寺院側に残つていだったのである。

このことは、上述のごとく、直接には県庁の竹生島に対する神仏分離政策が、郷社指定をめぐり片手落ちであつたことに由来しよう。蓮華会行事の表面からは、あからさまな神道的色彩は払拭されどとしても、弁才天と結合した水神祭としての行事の実質は、そのまま寺院側に継承されたのである。靈場における神仏習合の具体的事実は、表面的

に神仏混淆が禁止されても、このような民俗化した仏教行事のかたちで伝承していくのである。県庁が神名や社名の改称や確定を問題とするのあまり、現実にこの島の信仰をになら庶民の祭礼行事が持つ意味に、充分注意を払わなかつたため、竹生島の姫神信仰や水神信仰から弁才天を分離除去せしめ、あらたに独立せしめた祭神浅井姫命の神格のなかにこの島の民俗信仰を充分吸收せしめることができなかつたと考えられるのである。

さらには又、一般に弁才天信仰が、「弁才天は天竺にて水辺にある神なれば、凡日本の水辺山上にある神を、本名を称せずして弁才天と称する处多し」とのべられるごとく、佛教の天部の一である弁才天のなかに、庶民信仰としての我が国固有の水神信仰や山の神信仰が、あまりにも深くとけこんで一体化していたことも、寺院側に蓮華会行事が残つた背景の一つに指摘されてよいと思われるのである。

以上述べたように、庶民の信仰をも含めて神仏分離の問題を考察するには、彼等の素朴な神観念や靈魂観念に支えられる神仏習合的な祭礼行事が、神仏分離に当つてどのよう

に処置されるか、新たに神社の祭神として仏教から分離独立し、もしくは復活した神格のなかに、それらの行事が吸收されるか否か、また吸收されるならばいかように吸収

されていかを吟味することが、課題の一つとして取上げられねばならないと思われるのである。

註

① 辻善之助「神仏分離の概観」（村上・辻・鷲尾共編『明治維新神仏分離史料』第一巻所収）。圭室諦成監修『日本仏教史』近世近代編二八一、二八二頁。法藏館刊。

② 藤田經世『校刊美術史料』寺院篇上所収。

③ 卷十、神祇十、神名下、浅井郡一十四座。

④ 『群書類従』卷第二十五（神祇部）所収。

⑤ 『群書類従』卷第二十五（神祇部）所収。

⑥ 景山春樹『竹生島祭礼図』（同氏著『神道美術の研究』所収）の所引による。

⑦ 『東浅井郡志』卷四所収。

⑧ 竹生島寺の称呼は、滋賀県坂田郡山東町朝日、觀音寺の所蔵にかかる室町時代の近江國修驗寺院二十二ヶ寺連署状に「竹生嶋寺行法房」とみえる。米良文書文安五年八月十三日の且那願文には東光坊行寿ほか八名の竹生島山伏がみえる。

⑨ 『古絵図特別展覽会図録』（京都国立博物館 昭和四四年刊）所載。

⑩ 同様の社殿配置は、「竹生島連華会兒舞指南図解発揮」（延享元年、竹生島宝嚴寺所蔵）にものせている。

⑪ 『竹生島年中行事口授指南集』（同右所蔵）。

⑫ 『諸州めぐり西北紀行』

⑬ ⑭ 河邨吉三『竹生嶋要覧』（明治三三年八月刊）。なお『明治維新神仏分離史料』第二巻には、「竹生島に於ける神仏分離」と題し、この『要覧』の抜粋を載せている。

- ⑯ 明治元年四月二十日神祇事務局達（『明治維新神仏分離史料』第一卷所収）。
- ⑰ 河邨吉三氏前掲書。
- ⑯ ⑰ 明治九年三月十二日『当寺神仏判然被仰出候節之手続書』（竹生島宝嚴寺所蔵）。
- ⑱ 『請願書』（同右所蔵）。
- ⑲ 註⑯に同じ。
- ⑳ 寺村敬止編『都久夫須麻神社々紀』（明治二十四年八月）。
- ㉑ 寺村敬止編『都久夫須麻神社々紀』（明治二十四年八月）。
- ㉒ 「日吉權現神改めの始末」、「日吉神社神仏分離史料」（明治維新神仏分離史料）第一卷所収。
- ㉓ 註⑪に同じ。
- ㉔ 註⑪及び、安永六年『竹生島蓮花会両頭寄附物改造勧進之簿』（竹生島宝嚴寺所蔵）。
- ㉕ 竹生島宝嚴寺所蔵の写本による。

- ㉖ 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史』近代篇、九頁（十二頁）。
- ㉗ 『明治二十八年内務省訓令ニ付調』（竹生島宝嚴寺所蔵）。
- ㉘ 註㉖に同じ。
- ㉙ 応永二十八年二月の「竹生島衆徒目安」（『東浅井郡志』卷四所載）。
- ㉚ 竹生島宝嚴寺所蔵。
- ㉛ 寺村敬止前掲書所載。
- ㉜ 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史』近代篇、九頁（十二頁）。
- ㉝ 註㉞に同じ。
- ㉞ 『本学助教授 国史学』